

第94号議案

ふじみ野市職員の給与に関する条例及びふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年ふじみ野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額を改定するため、ふじみ野市職員の給与に関する条例及びふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。